

# 第1編 総則

## 1-1 背景及び目的

---

### 1 計画策定の背景

- ・ 岐阜県（以下「県」という。）は、南海トラフ地震や内陸型地震による災害に対する備えを進めるため、平成17年3月に「岐阜県地震防災対策推進条例」を制定し、平成18年4月には「岐阜県地震防災行動計画」を策定する等、地震防災対策の強化や風水害（河川氾濫・土砂災害等）への備えを進めてきた。
- ・ その後、災害廃棄物対策に関し、県内の事業者団体との協定の締結や県と県内市町村による広域応援体制を確立するため平成19年2月に「岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画」を策定した。
- ・ 国は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、平成25年12月に事前防災・減災や迅速な復旧・復興等に備えた強靱な国づくりに関する基本理念と国等の役割を定めた国土強靱化基本法を制定し、平成26年6月には、同法第10条に基づき、国土強靱化推進に向けた国の施策の基本的計画となる国土強靱化基本計画を策定した。
- ・ また、平成26年3月に地方公共団体の災害廃棄物対策の指針となる「災害廃棄物対策指針」（以下、「指針」という。）を策定し、平成27年7月には平時における非常災害の備えや災害発生時の特例措置等の規定を整備するため廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の改正を行った。
- ・ こうした中、県では、平成27年3月に岐阜県強靱化計画を全国に先駆けて制定するとともに、災害廃棄物対策として、従来の「岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画」を見直し、県の「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」で被害想定として示された5つの地震及び浸水想定区域図に基づく水害を対象とした「岐阜県災害廃棄物処理計画」（以下、「計画」という。）を平成28年3月に策定した。
- ・ 今回の改正は、令和6年能登半島地震等の近年の大規模災害から得られた知見や令和7年3月に策定された第3期岐阜県強靱化計画を踏まえ、より実効性の高い計画とすることを目的として実施した。
- ・ 具体的には、現指針に即した災害廃棄物発生量の推計値の更新、公費解体及び自費解体に係る償還制度、災害ボランティアとの連携、効果的な広報手段、仮置場の設置及び運営等に関する内容を拡充した。

### 2 計画の目的

- ・ 災害廃棄物の処理は、大規模災害の発生時においては、迅速な復旧・復興を推進するための第一歩として位置付けられるものであり、平時から県、市町村、国、民間事業者等の連携を図るとともに、発災時には連携して対応できるよう事前の備えを十分にしておくことが求められている。
- ・ 本計画は、平時から市町村、事業者団体との連携体制を確認するとともに、災害発生後の早期復旧・復興を果たすべく、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に資することを目的とする。

### 3 これまでの改定状況

- 平成 29 年 9 月 ・大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会の「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」の位置付けを追加
- 令和 3 年 6 月 ・県防災課における「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果（平成 31 年 2 月）」で新たに示された 6 つの地震の被害想定を追加  
・国の「災害廃棄物対策指針」の改定等を踏まえた修正
- 令和 4 年 3 月 ・静岡県熱海市で令和 3 年 7 月に発生した土石流災害に係る検証結果を踏まえた改定

## 1-2 計画の基本的考え方及び構成

---

### 1 基本的考え方

- ・ 計画は、災害時に必要となる事項を発災前、応急対策期、復旧・復興期に分けて整備する。計画の対象とする災害は、地震、風水害その他の自然災害とするが、被害想定は「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」及び「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」（以下、「被害想定調査結果」とする。）で示された11の地震について、災害廃棄物の発生量をあらかじめ把握する。
- ・ 計画と整合のある市町村災害廃棄物処理計画の策定を要請する。
- ・ 被害抑止と被害軽減の観点から、発災前の対策について整理する。
- ・ 災害廃棄物の処理を迅速かつ生活環境に配慮した適正な処理を行うため、災害発生時に県が行うべき業務を明らかにするとともに、市町村、事業者団体との連携体制を平時から確立し、災害時における迅速な行動の確保に努める。
- ・ 災害廃棄物は一般廃棄物であるため、市町村が処理責任を負うものであるが、大規模災害時には、市町村が、災害廃棄物の処理をその区域内で完結することができない場合が想定されることから、県内における広域処理や仮設処理施設の設置、地方自治法上の事務委託による県の代行処理も想定する。
- ・ 災害廃棄物は、地震等の災害により建物の倒壊等から発生するがれき等、一度に大量に発生する。通常的一般廃棄物の処理とは異なる配慮が必要となる場合が多いため、平時からその処理に対する考え方を明らかにしておく。
- ・ 復旧・復興の妨げとならないよう、災害廃棄物については発災から3年以内に処理するよう計画を策定する。なお、被災市町村において、3年以内に処理できないおそれがある場合は、広域応援体制を構築する。

### 2 計画の構成

#### 第1編 総則

計画策定の背景及び目的を明らかにするとともに、計画の位置づけ、対象とする災害や災害廃棄物、計画の前提となる被害想定や災害廃棄物発生量等、計画に係る基本的事項をまとめる。

#### 第2編 災害廃棄物対策

##### 第1章 平時の備え（体制整備等）

災害時の県の組織体制及び指揮命令系統、自衛隊・警察・消防・国・他都道府県・市町村・事業者団体との連携体制の整備、一般廃棄物処理施設の耐震化や補修に必要な資機材の備蓄、仮置場候補地の選定、有害物質の保管場所の情報収集等、被害抑止及び被害軽減の観点から平時において実施すべき事項について整理する。

##### 第2章 発災後対応（応急対策期）

災害発生時における県の組織体制及び指揮命令系統、自衛隊・警察・消防・国・他都道府県・市町村・事業者団体からの支援の受入の実施方法、災害廃棄物処理実行計画の作成、仮置場の設置、災害廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化等、発災後に実施すべき事項について整理する。

### 第3章 災害廃棄物の広域処理等（復旧・復興期）

被災市町村が、その区域内で発生した災害廃棄物の処理を完結できない場合に実施する市町村間を超えた広域処理等について、方針と手順を整理する。

### 第4章 代行処理

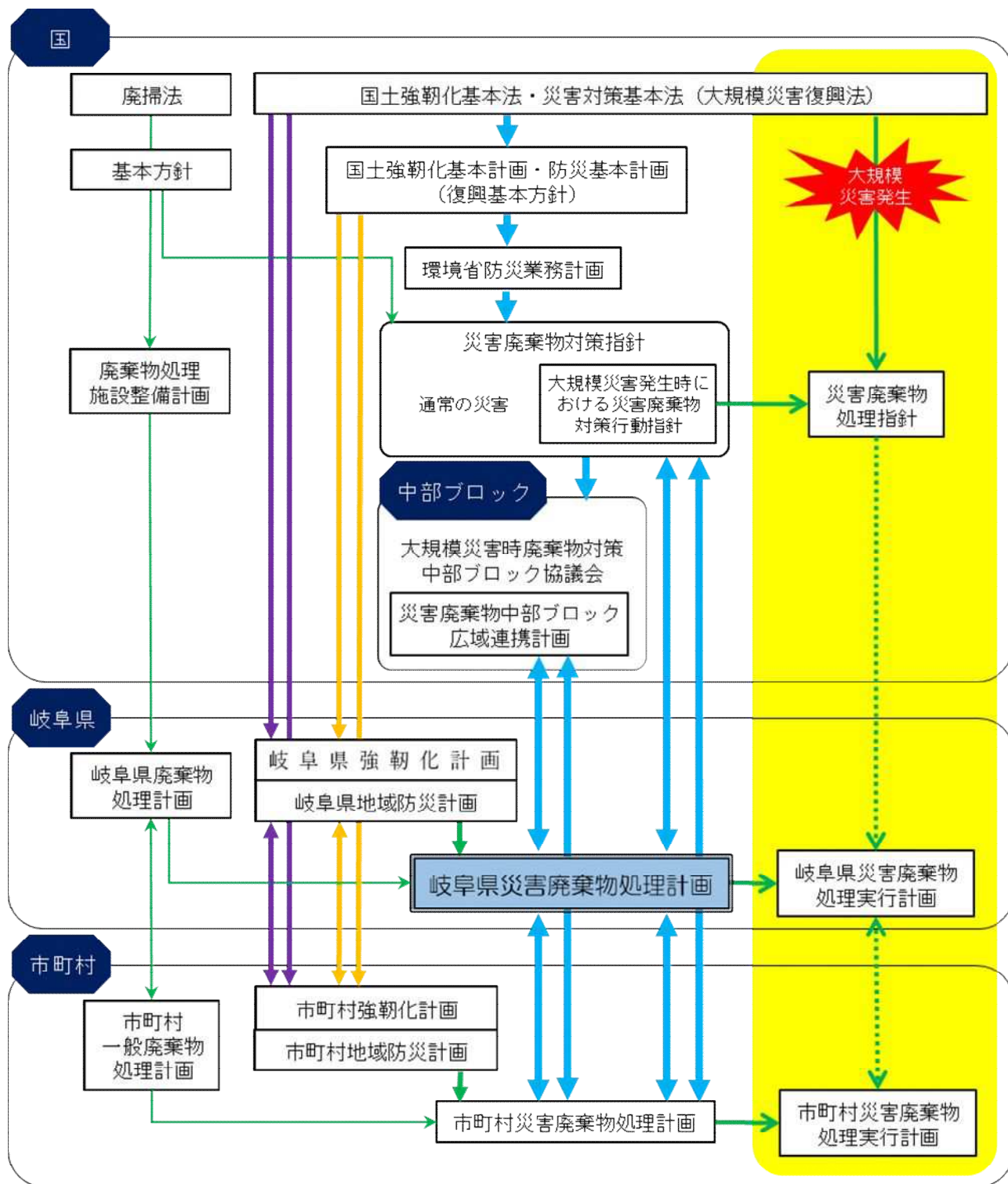
県が行政機能を喪失した被災市町村から地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14に基づく事務の委託（以下、「事務委託」という。）を受けて自ら処理を行う場合の方針等を整理する。

## 1-3 基本的事項

---

### 1 計画の位置付け

- 計画は、国が作成した災害廃棄物対策指針を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃掃法」という。）第5条の5の規定に基づき、県における災害廃棄物処理の基本的な考え方と県の役割をまとめたもので、その位置付けは、次項の図のとおりである。
- 計画は、国土強靱化基本法に基づき作成された岐阜県強靱化計画及び災害対策基本法に基づき作成された岐阜県地域防災計画に基づく計画と整合を図る必要がある。
- 市町村においては、計画と整合を図った市町村災害廃棄物処理計画を作成するとともに、発災時に国が大規模災害発生時に「災害廃棄物処理指針」を策定した場合には、被災市町村が災害廃棄物処理指針の内容及び市町村災害廃棄物処理計画を反映した市町村災害廃棄物処理実行計画を作成する。

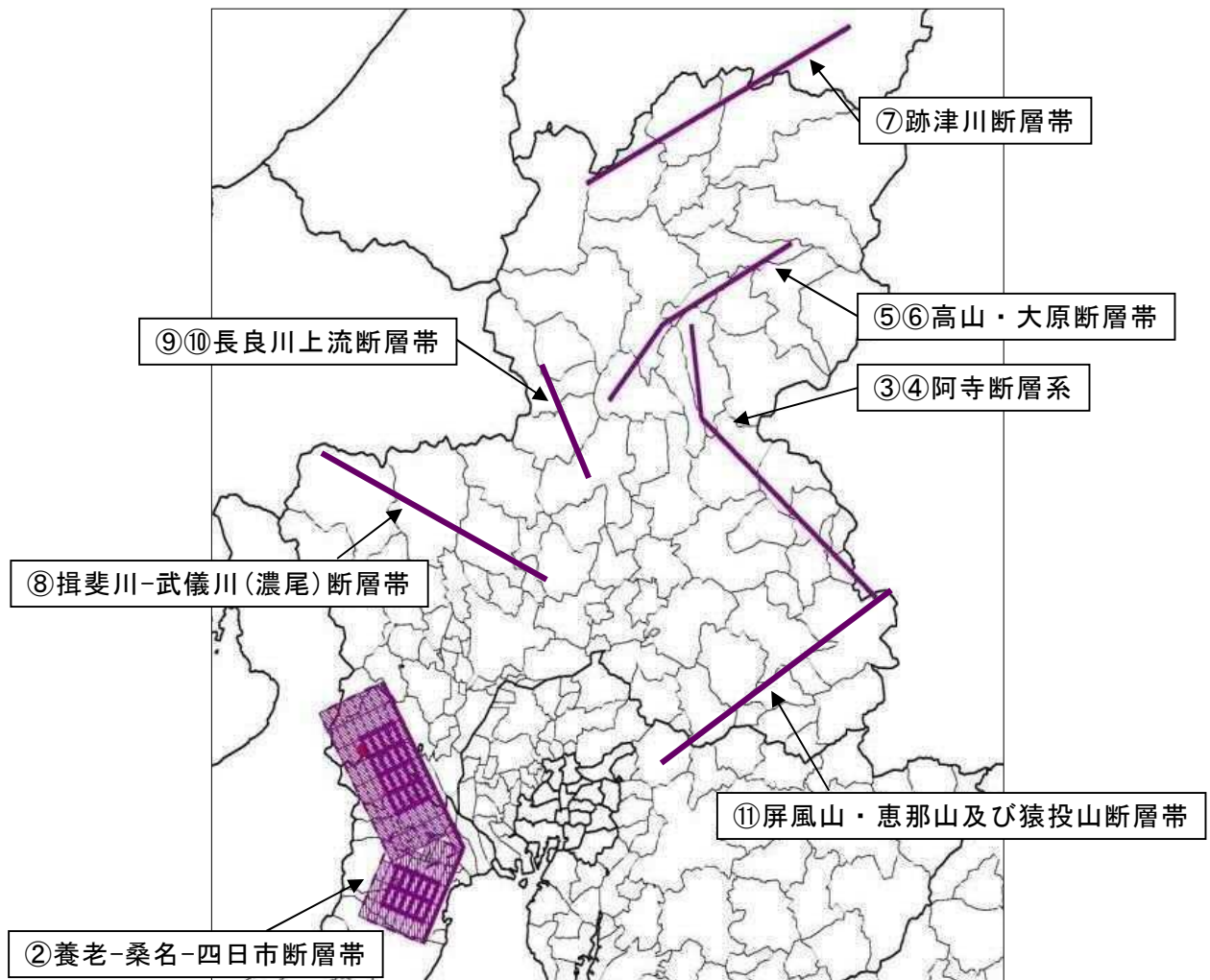
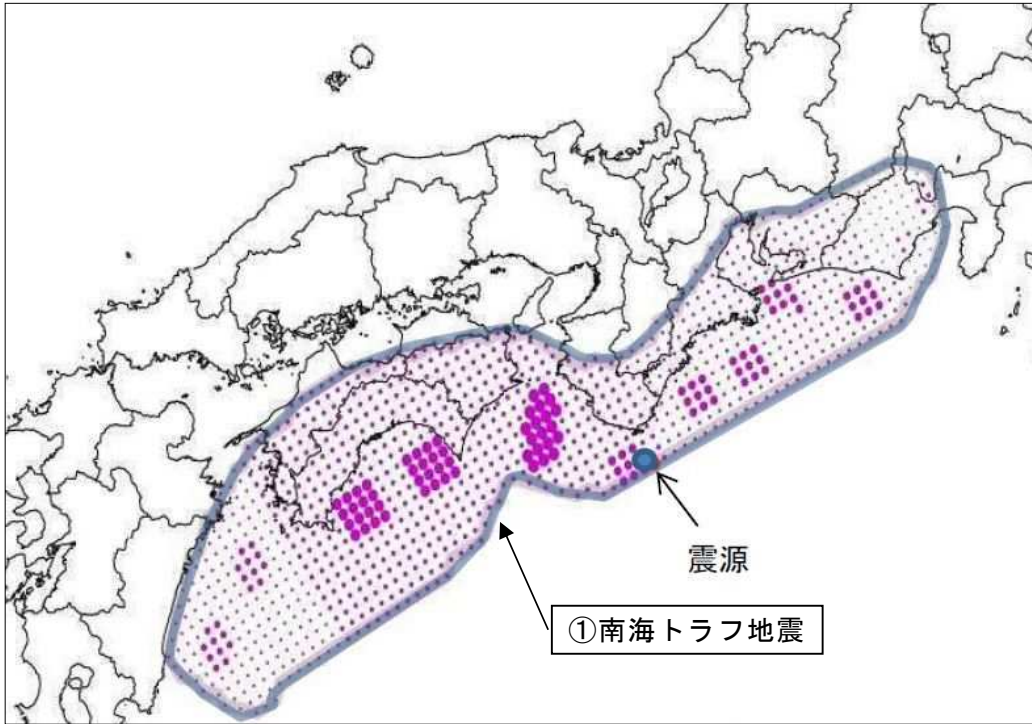


【図1】岐阜県災害廃棄物処理計画の位置付け

## 2 対象とする災害と被害想定

### (1) 対象とする災害

- ・ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、県は、平成 23 年 11 月から平成 25 年 2 月にかけて、南海トラフ地震及び岐阜県に影響のある 4 つの内陸直下型地震（養老-桑名-四日市断層帯地震、阿寺断層系地震、跡津川断層地震、高山・大原断層帯地震）を対象に地震被害想定調査を実施し、平成 25 年 2 月に「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」として公表した。
- ・ また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を踏まえ、県は、平成 29 年 7 月から平成 31 年 2 月にかけて、県内主要断層帯における内陸直下地震（揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震、長良川上流断層帯地震、屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震、阿寺断層系地震、高山・大原断層帯地震）を対象に震度分布解析及び地震被害想定調査を実施し、平成 31 年 2 月に「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」として公表した。
- ・ 計画の対象とする災害は、地震、風水害その他の自然災害とするが、被害想定は「被害想定調査結果」で示された 11 の地震について、災害廃棄物の発生量をあらかじめ把握する。



【図2】地震被害想定を行っている断層の位置

「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」及び「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」から

## (2) 地震ごとの被害想定

- 「被害想定調査結果」で示された地震ごとの県内の被害想定は、下表のとおりであり、災害廃棄物の発生量は、この家屋被害の想定に基づいて推計する。

【表1】被害想定調査結果により示された地震・規模・家屋被害

地震	規模※	家屋被害		
		全壊(棟)	半壊(棟)	焼失(棟)
①南海トラフ地震	M9.0	35,000	100,000	210
②養老-桑名-四日市断層帯地震	M7.7	68,000	113,000	1,300
③阿寺断層系地震(南端から北西へ)	M7.9	16,000	37,000	160
④阿寺断層系地震(北端から南東へ)	M7.9程度	20,500	42,400	270
⑤高山・大原断層帯地震(北端から南西へ)	M7.6	17,000	32,000	280
⑥高山・大原断層帯地震(南端から北東へ)	M7.6程度	15,600	23,200	320
⑦跡津川断層帯地震	M7.8	20,000	39,000	380
⑧揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震 (北端から南東へ)	M7.7程度	77,000	130,000	1,430
⑨長良川上流断層帯地震(北端から南へ)	M7.3程度	26,500	58,600	310
⑩長良川上流断層帯地震(南端から北へ)	M7.3程度	10,200	15,800	180
⑪屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震 (南端から北東へ)	M7.7程度	31,000	52,000	480

※県防災課公表資料から

## 3 災害廃棄物処理の基本方針

- 災害廃棄物の処理にあたっては、最終処分量をできるだけ少なくする観点から、仮置場における分別の徹底等により、可能な限り再資源化を進める。
- 廃棄物の腐敗により生活環境が悪化することに伴う感染症の発生・蔓延を防止するため、生ごみ等の腐敗性のある廃棄物については、優先的に処理する。
- 復旧・復興の妨げとならないよう、災害廃棄物については発災から3年以内に処理するよう計画を策定する。なお、被災市町村において、3年以内に処理できないおそれがある場合は、広域応援体制を構築する。
- 被災市町村の行政機能が喪失した場合には、県は地方自治法に基づく事務委託を受け、自ら災害廃棄物処理を行う。

## 4 対象とする業務と災害廃棄物

### (1) 業務の内容

- 災害廃棄物処理業務の内容及び県と市町村の役割は、以下のとおりである。

時期	県	市町村
発災前	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物処理計画の策定</li> <li>関係機関連絡窓口の定期的な確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物処理計画の策定</li> <li>関係機関連絡窓口の定期的な確認</li> </ul>
平時の備え	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設の耐震、防災対策の助言</li> <li>災害応援協定の締結(他都道府県、事業者団体等)</li> <li>資機材の保有状況の定期的な確認</li> <li>有害物質の保管場所の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設の耐震、防災対策の実施</li> <li>災害応援協定の締結(他市町村、事業者団体等)</li> <li>仮置場候補地の選定</li> <li>仮設トイレの確保</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国有地及び県有地から仮置場候補地リストを作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材の保有状況の定期的な確認</li> </ul>
<p>発災後</p> <p>応急対策</p>	<p><b>【概ね3日以内】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制（廃棄物対策班）の設置</li> <li>・情報収集・連絡（市町村、他都道府県、国、事業者団体）</li> <li>・道路の啓開に伴う災害廃棄物の撤去（県管理道路）</li> <li>・し尿、ごみ（避難所ごみ、生活ごみ）処理の応援の実施に関する連絡調整（他都道府県との連絡調整を含む）</li> </ul>	<p><b>【概ね3日以内】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制の設置</li> <li>・人命救助及び優先道路の啓開に伴う災害廃棄物の撤去（自衛隊、警察、消防、県との連携）</li> <li>・仮設トイレ（避難所）の確保、設置</li> <li>・し尿処理施設の点検、確認</li> <li>・し尿の収集運搬、処理体制の確保</li> <li>・一般廃棄物処理施設の点検（し尿処理施設及び焼却施設を優先）</li> <li>・一般廃棄物処理施設への進入路の確認</li> <li>・生活ごみ、避難所ごみの収集運搬、処理体制の確保</li> <li>・仮置場候補地の被害状況確認及び候補地以外の仮置場の検討</li> <li>・県に対する実施状況の連絡、応援要請</li> </ul>
	<p><b>【概ね3日～2週間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物発生量の推計（全体）</li> <li>・災害廃棄物処理可能量の推計</li> <li>・仮置場候補地リストの提供</li> <li>・有害廃棄物・危険物の所在場所等、県が把握している情報の提供</li> <li>・被災していない市町村、民間の処理施設に対する受け入れの打診</li> <li>・衛生管理情報の提供</li> <li>・被災市町村からの事務の受託</li> </ul>	<p><b>【概ね3日～2週間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物発生量の推計</li> <li>・一般廃棄物処理施設の安全確認、補修</li> <li>・仮置場の確保、設置及び分別方法周知</li> <li>・収集運搬体制の確保</li> <li>・倒壊の危険のある建物の解体(*)</li> <li>・腐敗性廃棄物の処理開始</li> <li>・有害廃棄物・危険物の所在把握、取扱方法の周知</li> <li>・県への事務委託の検討</li> </ul>
	<p><b>【概ね2週間～1か月】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の動向（災害廃棄物処理指針、国庫補助範囲の拡充等）の情報収集</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画の作成支援</li> <li>・広域処理の受け入れ調整</li> </ul> <p><b>市町村から事務委託を受ける場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務委託範囲の確定</li> <li>・事務委託の手続（規約、議決、告示）</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画の検討</li> </ul>	<p><b>【概ね2週間～1か月】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理実行計画の作成</li> <li>・収集運搬の実施</li> <li>・仮置場の設置・管理・運営</li> <li>・腐敗性廃棄物の処理</li> <li>・有害廃棄物・危険物の回収ルート確立</li> </ul> <p><b>県へ事務委託する場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務委託範囲の確定</li> <li>・事務委託の手続（規約、議決、告示）</li> </ul>
	<p><b>【概ね1か月～3か月】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理の進捗管理</li> <li>・国庫補助事務（災害査定等の対応）</li> <li>・他都道府県に対する協力要請（災害廃棄物の広域処理）</li> </ul> <p><b>市町村から事務委託を受ける場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理実行計画の作成</li> <li>・仮設処理施設の設置場所選定</li> </ul>	<p><b>【概ね1か月～3か月】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集運搬の実施</li> <li>・仮置場の管理・運営（火災防止・環境モニタリング・悪臭・害虫等対策）</li> <li>・建物解体撤去(*)</li> <li>・放置車両の移動・返還</li> <li>・国庫補助事務（災害査定等の対応）</li> </ul>
<p>復旧・復興</p>	<p><b>【概ね3か月以降】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理の進捗管理</li> </ul> <p><b>市町村から事務委託を受ける場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設処理施設の整備（許認可、運用に必要なインフラ整備、発注手続）</li> <li>・災害廃棄物の処理</li> </ul>	<p><b>【概ね3か月以降】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の処理</li> </ul>

\* 災害対策基本法第 64 条の規定に基づき、応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。

## (2) 対象とする災害廃棄物

### ア 災害廃棄物の定義

- ・ 計画において対象とする災害廃棄物は、「自然災害に起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市町村等がその処理を実施するもの。」と定義する。
- ・ なお、放射性廃棄物の処理については、計画の対象としない。

### イ 災害廃棄物の種類

- ・ 災害廃棄物は、がれき、有害廃棄物・危険物、取扱いに配慮が必要な廃棄物及び避難所ごみ等に大別される。

【表 2】計画の対象とする発災時の災害廃棄物の種類と特性

区 分	種 類	特 性
がれき	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	その他（残材）	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物 ※土砂と廃棄物の混合物については、国土交通省所管の堆積土砂排除事業（自然災害により市街地に多量に堆積した土砂を市町村が排除するのを補助する事業。廃棄物と一括処理した後の按分財政支援も可能）との連携が生じる場合がある
有害廃棄物・危険物		石綿含有廃棄物、感染性廃棄物、PCB、化学物質、フロン類・CCA（クロム・銅・ヒ素）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類などの有害廃棄物
		太陽光パネル、蓄電池、消火器、ボンベ類等の危険物
取扱いに配慮が必要な廃棄物	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される食品、飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団で、被害を受け使用できなくなったもの
	廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、被害を受け使用できなくなったもの
	小型家電等	被災家屋から排出される家電4品目以外の家電製品で、被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	適正処理困難物・その他	ピアノ、マットレス等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの。石こうボード等。
避難所ごみ等	生活ごみ	被災家庭から排出される生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
	し尿	仮設トイレからの汲取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

## 5 処理主体

- ・ 災害廃棄物の処理主体は、市町村等である。災害廃棄物は一般廃棄物であるため、廃掃法第6条の2の規定により、市町村が処理の統括的責任を負うこととなる。（※1）
- ・ 県は、県内の市町村、近接する県、国及び事業者団体との間で、支援及び協力体制を整えることなど廃棄物処理に関する一連の業務についての連絡調整を行う。
- ・ 被災市町村の行政機能が喪失して被災市町村が災害廃棄物を処理することができない場

合には、県は、事務委託を受け処理を行う。

- ・ 県は市町村による災害廃棄物の処理が適正かつ効率的に行われるように、国に対して関係法令に関する特別措置、財政支援措置の実施を要請する。
- ・ また、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）（※2）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）（※3）等を活用して被災市町村に対し支援を行う。
- ・ 県内の一般廃棄物処理施設における広域処理等によっても、3年以内に処理ができない災害廃棄物が発生した場合には、産業廃棄物処理施設の活用を検討する。

※1 災害廃棄物対策指針においては、道路や河川等に堆積している土砂流木等の取扱いや災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等の取扱いについて基本的な考え方が示されている。（総則1-11）

※2 D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）

- ・ 環境省が中心となり、国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワークを構築した。
- ・ 主な構成メンバーは、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等である。
- ・ 一般廃棄物処理業や産業廃棄物処理業に加え、幅広い関連業界も含めた民間事業者団体のそれぞれの役割分担等について整理し、連携・協力体制を整備した。
- ・ 平時の機能として、災害廃棄物処理に係る最新の科学的・技術的知見や過去の経験を集積・分析し、災害廃棄物対策の充実・強化を進める。さらに、地方自治体の災害廃棄物処理計画の策定や人材育成、防災訓練等を支援する。
- ・ 発災後には、災害情報及び被害情報の収集・分析を行い、自治体等による適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理を実施するための支援を行う。

※3 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）

- ・ 災害廃棄物処理を経験し知見を有する地方公共団体の職員を災害廃棄物処理支援員として環境省が登録し、被災市町村へ人的支援を行う。県は被災市町村と環境省との派遣の調整等を行う。

## 1-4 計画の見直し

---

- ・ 「被害想定調査結果」による被害想定が見直された場合、処理施設の新たな設置や廃止、処理施設の耐震化等により災害廃棄物の処理能力が著しく増減した場合及び計画に基づく訓練等により是正すべき計画の課題が抽出された場合など、必要に応じて計画を継続的に見直すことにより、より実効性のある計画を目指す。